

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

阿見町「人と自然がつくる楽しいまち再生計画」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県稲敷郡阿見町

3. 地域再生計画の区域

茨城県稲敷郡阿見町の全域

4. 地域再生計画の目標

阿見町は茨城県の南部に位置し、首都東京へは南に 50 km、県都水戸へは北に 50 km、成田新東京国際空港へは東南に 30 km の位置にあり、東京、水戸へは JR 常磐線や常磐自動車道を利用して約 1 時間の距離にあり、比較的交通のアクセスも容易であるなど、地理的条件に恵まれた地域である。

現在の阿見町は、昭和 30 年 4 月に旧 4 町村が合併して誕生した。3 つの工業団地の誘致や、市街地の土地区画整理事業、首都圏中央連絡自動車道などの整備効果を最大限に活用し、純農村から都市と田園が調和した町へと発展し現在に至っている。人口は 47,672 人（平成 18 年 12 月 1 日現在）で、町の総面積は 64.79 km² で東西に 9 km、南北に 11 km の広がりをもち、平均海拔は 21 m と概ね平坦な地形となっている。

また、国内の湖で 2 番目の面積を有する霞ヶ浦に面し豊かな自然環境に恵まれ、筑波山や霞ヶ浦を望むすばらしい景観を有した水と緑の豊かな町である。霞ヶ浦の果たす役割、機能は多岐にわたっており、本町にとって非常に重要な財産となっている。これらの自然環境は、町民に潤いと安らぎを与えるとともに、都市の環境を浄化する機能を有している。

しかしながら、本町の発展と都市化に伴い、土地利用においては、一貫して宅地や雑種地が増加する一方で、農地と山林が年々減少し、その過程において地域の貴重な自然環境が少なからず失われてきた。また、戦後の高度経済成長を通して日本各地で起こった湖沼の汚濁は、霞ヶ浦や周辺河川で典型的な進行を見せ、漁獲の低迷、水源の水質悪化による水辺環境の破壊という深刻な事態を招くにいたった。

このような状況の中で、当町では各家庭の浄化意識の高揚と生活排水を中心とした水質浄化対策を推進するとともに、昭和 54 年度から公共下水道の事業に着手し、平成 17 年度の事業認可区域内整備率が 71.7 % を超え、阿見西

部地区の区画整理事業区域や農地や山林が点在する部分を除き、着実に事業の推進が図られている。また、合併処理浄化槽の普及、推進を図るため、昭和62年度から合併処理浄化槽の個人設置型事業を、平成5年度からは集落内における農業集落排水事業に着手し、2地区47haの整備が完了した。しかしながら、平成17年度末の公共下水道認可区域以外の汚水処理人口普及率は、51%であることから、更なる農業集落排水事業や合併処理槽設置事業の汚水処理施設の整備を推進することとしている。

このことにより、集落内における生活排水や農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、霞ヶ浦や公共用水域の水質を改善し、貴重な自然環境や水辺環境の保全・活用を目指して行く。

あわせて、霞ヶ浦の水質浄化についての理解と認識を深めるための取り組みを行う。具体的には、霞ヶ浦の水質向上の意識高揚を図るためのPR事業や霞ヶ浦湖上視察事業を実施する。

また、恵まれた自然環境を次代に継承していくため、平地林や里山の積極的な保全を図るとともに、子供たちの体験学習の利用促進や地域教育力再生の場の提供を図るための学校林活用事業の推進を図る。さらには、霞ヶ浦水辺交流空間事業として、魅力ある景観の創出を図るために、町内を通過する国道沿いに、一般ボランティアによるコスモス街道の景観整備と環境美化活動を行なうための「花ひらくまち推進事業」を推進することにより、美しい自然環境の創出と農村地域の振興を図り、人と自然がつくる楽しいまちの再生を目指す。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進

（農業集落排水事業と合併処理槽設置の汚水処理人口普及率を51%から64%に向上）

（目標2）霞ヶ浦の水質浄化についての理解と認識を深めるための取り組み

（町民全体を対象に啓発活動や講演会等の開催、参加延べ人数 年間約3,000人）

（町内小学生及びその保護者を対象とした霞ヶ浦湖上視察 参加延べ人数 年間約80人）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

霞ヶ浦及び流入河川、水路の水質の改善のため、汚水処理施設を整備する。農業集落排水については、福田及び実穀上長地区を整備し、あわせて個人設置型の合併処理槽の設置を行う。

また、霞ヶ浦の水質浄化について、町民の理解と認識を深めてもらうためのキャンペーンや講演会等の事業、霞ヶ浦の水質向上の意識高揚を高めるための

霞ヶ浦湖上視察事業を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備個所等については、別添の整備個所を示した図面による。

- ・農業集落排水…………福田地区 平成15年4月に事業採択の通知を国より受ける。
 - 実穀上長地区 平成18年4月に事業採択の通知を国より受ける。
 - ・合併浄化槽（個人設置型）………… 昭和62年度から設置を推進している。

[事業主体]

- ・ いずれも阿見町

「施設の種類」

- 農業集落排水施設
 - 合併淨化槽（個人設置型）

「事業区域」

- ・農業集落排水施設 福田地区、実穀上長地区
 - ・合併浄化槽（個人設置型）阿見町の区域の一部
(公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除いた区域)

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成19年度～平成23年度
 - ・合併浄化槽（個人設置型） 平成19年度～平成23年度

「整備量」

- ・農業集落排水施設 $\phi\ 75 \sim 200\text{ mm}$
 $11, 574\text{ m}$
 処理施設 2箇所

・合併淨化槽（個人設置型） 255基

- なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

・農業集落排水施設	福田地区 570人
	実穀上長地区 1,130人
・合併浄化槽（個人設置型）	阿見町の区域の一部 915人

「事業費」

- ・農業集落排水施設 事業費 2,036,160千円
(うち、交付金 1,018,080千円)

	単独事業費 119, 500千円
・合併浄化槽（個人設置型）	事業費 118, 452千円 (うち、交付金 39, 484千円)
・合計	事業費 2, 154, 612千円 (うち、交付金 1, 057, 564千円)
	単独事業費 119, 500千円

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当なし

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 霞ヶ浦水質向上事業

霞ヶ浦の水質浄化について、理解と認識を深め、水質向上を図るための取り組みを行う。

[事業内容]

- ・家庭排水事業（キャンペーン、講演会等）
- ・霞ヶ浦湖上視察

(2) 平地林、里山等の保全・活用事業

失われつつある貴重な平地林、里山の積極的な保全を図り、あわせて子供たちの豊かな人間性を育成するために、自然体験活動の場としての学校林の活用を図る。（平地林約15haの整備及び学校林活用事業をとおした子供たちの体験学習の充実、年間約120人）

[事業内容]

- ・平地林保全整備事業
- ・森林ボランティア事業
- ・学校林活用事業

(3) 花のある景観整備と環境美化事業

地域の環境づくり、景観形成などの役割を担う花ひらくまち推進事業の推進を図る。（景観形成活動年1回、環境美化活動年3回、参加延べ人数 年間約250人）

[事業内容]

- ・花ひらくまち推進事業
(町内を通過する国道沿いのコスモス街道の景観整備と環境美化活動)

6. 計画期間

平成19年度～平成23年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし